

観第3097号  
令和6年3月26日

神奈川県知事登録旅行業者様  
神奈川県知事登録旅行業者代理業者様  
神奈川県知事登録旅行サービス手配業者様

神奈川県国際文化観光局観光課長  
(公印省略)

### 貸切バス事業者に対する運送終了後の確認について（通知）

本県の観光行政の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貸切バス事業者との間で締結した契約については、別紙のとおり、「貸切バスの運送申込書・引受書の記載事項の確認について（周知）」（平成29年12月26日観光庁参事官事務連絡。以下「平成29年12月26日事務連絡」という。）で、平成28年10月31日付観観産第411号観光庁長官通知に基づく措置の徹底及び留意すべき点が提示されているところです。

特に、「5. 運行終了後に貸切バス事業者に実際の走行距離、走行時間等を確認し、予定と大幅に異なることになった場合には、必要に応じて精算を行うこと。」については、いわゆる運賃下限割れを防止する上で重要な事項であることから、改めて徹底に努めてください。

なお、貸切バス事業者に運送委託した契約において運賃下限割れが生じた場合には、当該貸切バス事業者が道路運送法違反となるだけでなく、委託した旅行業者等も旅行業法第13条違反となり、同法第19条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。

つきましては、法令遵守の観点から、可能な限り書面等記録に残る形で、運送終了後の走行距離、走行時間の確認を行うとともに、同書類を運送引受書等の契約書類と併せて保管するようお願いします。

#### 【参考】旅行業法（抜粋）

##### （禁止行為）

第十三条 旅行業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 3 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関するして次に掲げる行為を行つてはならない。
- 二 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。

##### （登録の取消し等）

第十九条 観光庁長官は、旅行業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

問合せ先  
調整グループ 旅行業担当者  
電話 045-210-5765